



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………
- ……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……

規程(交)

- 東京都交通局組織規程の一部を改正する規程……………
- 東京都交通局庁舎の庁中取締規程の一部を改正する規程……………

告示

●東京都告示第六百九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年五月二日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 国分寺市及び稲城市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和六年六月十日から同年七月十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第六百十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年五月二日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 三鷹市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和六年六月五日から同月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年五月二日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 町田市、小金井市、日野市、多摩市及び稲城市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和六年六月三日から同月二十七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第六百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

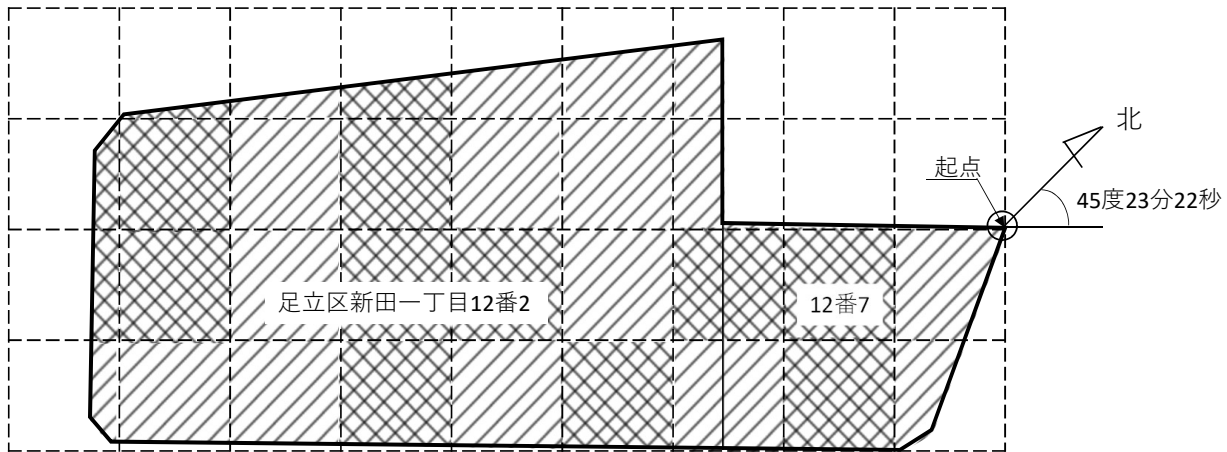
令和六年五月二日

東京都知事 小 池 百合子



一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区新田一
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・
二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・
一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエ
タン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画
-  形質変更時要届出区域
（この告示により指定する区域）
-  形質変更時要届出区域
（令和6年東京都告示第325号
により指定した区域）

【起点】

起点は、足立区新田一丁目12番7の最北端とする。

【格子の回転角度（45度23分22秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向
に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線
により構成されている格子を、起点を中心として、右回
りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二日

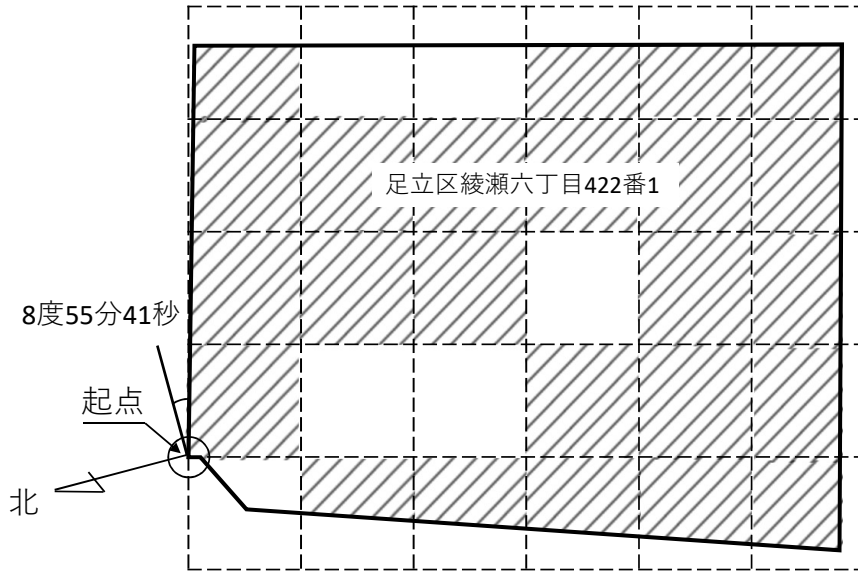
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区綾瀬六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

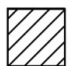
別図



【凡例】

—— 調査対象地

- - - 単位区画

 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区綾瀬六丁目422番1の最北端とする。

【格子の回転角度（8度55分41秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

規程(交)

●交通局規程第三十三号

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年五月二日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程

東京都交通局組織規程(昭和三十七年交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表七ノ二の部(三)の項中「港区浜松町二丁目三番二九号」を「港区浜松町二丁目三番七号」に改める。

附則

この規程は、令和六年五月七日から施行する。

●交通局規程第三十四号

東京都交通局庁舎の庁中取締規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年五月二日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局庁舎の庁中取締規程の一部を改正する規程

正する規程

東京都交通局庁舎の庁中取締規程(昭和四十一年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中一の項を削り、二の項から十二の項までを一の項から十一の項までとする。

附則

この規程は、令和六年五月十五日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

